

令和7年度の税制改正では、基礎控除の控除額と給与所得控除の最低保障額の引き上げ、大学生等の子を有する「特定親族特別控除」の創設、扶養親族等の合計所得金額要件の引き上げ、「基礎控除の特例」の創設など人的控除が大きく変わりました。

どのように変わるか非常に注目していましたが、またさらに複雑な税制へとなってしまいました。
控除が増加され減税となった事は喜ばしいですが、少しでも減税幅を減らそうとする政府の考えが色濃く反映した結果だと思えます。



2025年4月 名古屋霊園にて

令和7年度の税制改正

基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。
【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3, 999 円以下)	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3, 999 円超 475 万 1, 999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1, 999 円超 665 万 5, 556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 655 万円以下 (665 万円 5, 556 円超 850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 2, 350 万円以下 (850 万円超 2, 545 万円以下)	58 万円		

改正前は合計所得金額が2350万円以下の場合是一律で48万円でしたが、改正後は最低でも基礎控除額は58万円となりました。合計所得金額が少ない場合は段階的に控除額が増加しますが、令和9年分以後は合計所得金額が132万円以下の場合のみ控除額が58万円ではなく95万円となるので、令和9年分以後は給与収入のみである場合は、給与収入が2,004,000円と2,003,999円で1円違うだけで所得税が18,500円変わる2,004,000円の壁が生じる事となります。

給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。
この改正は最低保障部分のみの改正のため、給与収入のない方や給与収入が190万円以上の人には影響はありません。

これらの改正により、いわゆる103円の壁は123万円まで引き上げられています。



特定親族特別控除の創設

扶養控除の対象となる親族のうち、その年の末時点で19歳以上23未満の扶養親族を特定扶養親族といい、通常の扶養控除額38万円よりも多い63万円の控除を受けられますが、いわゆる103万円（令和7年分以後は123万円）の壁を1円でも超えると改正前は控除が全く受けられませんでした。改正後は扶養している子らの給与収入が150万円以下であれば通常の特定扶養控除と同額の63万円の控除を受ける事ができ、以後給与収入が5万円増加するごとに控除額が段階的に減額され、188万円までは、一定の控除を受けられるようになりました。

扶養親族等の所得要件の改正

次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 (注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 (注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

改正前は基礎控除48万円+給与所得控除最低55万円の合計が、所謂103万円の壁と言われていましたが、今回の改正により基礎控除58万円+給与所得控除最低65万円で合計123万円が103万円に変わる壁となり、この金額を超えると税金に扶養控除の対象から外れる事となります。ただし、給与収入が123万円を超えても配偶者の場合は配偶者特別控除が、特定親族の場合は特定親族特別控除がそれぞれ受けられますので、123万円の壁はそれほど気にしなくても大丈夫です。ただし、別途社会保険の壁もありますので、対象になる方はご注意ください。



お客様紹介

株式会社 原田光明堂 様

創業240年、江戸時代より続く仏壇メーカーでいらっしゃいます。兵庫県の伝統産業である姫路仏壇は、他地域では見られない仕様で、その技と心は八代目まで継承されてきました。また仏壇だけでなく、ご寺院様本堂内部の漆塗りや金箔押し工事、彩色、天井工事など寺院内装工事の全般も手掛けられています。伝統を守りつつ、されど古い考えに縛られることなく現代を考慮して生み出された持ち運び可能な小さな仏壇『漆恵』は伝統の技が織りなされた美しい作品です。この枠内では素敵さが紹介しきれないので、是非HPをご覧ください。

【事業】御仏壇・仏具 製造・販売・修復・クリーニング

寺院仏具・神社神具 内装工事・稚児衣装
レンタル・線香・念珠等販売

【住所】兵庫県姫路市米田町10

【電話】079-293-2577

【HP】<https://harada-komyodo.com/>

漆 恵



濱田会計事務所 HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>



無料
メールマガジン
登録はこちら

